



タイトル Title	韓国の国家奨学金制度 : 現況及び問題点(補足資料)
著者 Author(s)	イ, スヨン/ヤン, スギョン(翻訳)
掲載誌・巻号・ページ Citation	日韓シンポジウム, 第4回:
刊行日 Issue date	2016-01-23
資源タイプ Resource Type	Presentation / 会議発表用資料
版区分 Resource Version	author
権利 Rights	
DOI	
JaLCDOI	
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81010578

PDF issue: 2019-03-24

韓国の国家奨学金制度：現況及び問題点¹

大学教育研究所KHEI

報告者：イ・スヨン

1. 国家奨学金支給の現況

国家奨学金事業を管掌している韓国奨学財団によると、政府は2014年の基礎生活受給者及び1～2分位までは450万ウォンを基準として100%を支給し、3分位は75%、4分位は55%、5分位は35%、6分位は25%、7～8分位はそれぞれ15%ずつ支給した。

<表1> 国家奨学金 I 類型の支給額及び支給率の比較

(単位; : 万ウォン)

区分		基礎	1分位	2分位	3分位	4分位	5分位	6分位	7分位	8分位
2012	支給額	450	225	135	90	未支援				
	支給率	100%	50%	30%	20%					
2013	支給額	450	450	270	180	135	112.5	90	67.5	67.5
	支給率	100%	100%	60%	40%	30%	25%	20%	15%	15%
2014	支給額	450	450	450	337.5	247.5	157.5	112.5	67.5	67.5
	支給率	100%	100%	100%	75%	55%	35%	25%	15%	15%
2015	支給額	480	480	480	360	264	168	120	67.5	67.5
	支給率	100%	100%	100%	75%	55%	35%	25%	14%	14%

注)割合:政府が計画した所得分位別支援額/基準額(2012年～2014年450万ウォン、2015年480万ウォン)

- 2015年1月、教育部が'2011年の登録金（入学金・授業料・期成会費を併せた納付金）総額(14兆ウォン)に対し、登録金の負担を平均50%軽減して、2015年"所得連携型半額登録金"を完成する'と示し、国家奨学金が所得階層別に増額。
- 教育部の計画によると、2015年の基礎生活受給者及び1～2分位までは480万ウォンの100%を支給し、3分位は75%、4分位は55%、5分位は35%、6分位は25%、7～8分位は14%を

¹ 大学教育研究所が2015年10月、国会議員都鐘煥(ト・ジョンファン)と共同に発行した『半額登録金施行方案研究』のⅡ章をもとに再構成した。

支給することにする。(＜表1＞参照)

- しかし、このような支援にもかかわらず、2014年度と2015年度の全国の一般私立大学と国立大学の実際の平均登録金と国家奨学金支給率は格段の差がある。
- 2014年の一般私立大学の平均登録金は734万ウォンだが、これを基準にⅠ類型の支給現況を見ると、基礎～2分位の実際の軽減率は61%に過ぎなかった。2015年にも政府が国家奨学金を増額したにもかかわらず、同一分位の登録金の軽減率は65%に過ぎない。
- 相対的に登録料が低い国立大学も基礎～2分位の登録料の軽減率は100%を上回っていて、4分位までは半分以上軽減されたが、5分位からは40%以下の軽減率を示している。(＜表2＞参照)

＜表2＞ 国家奨学金Ⅰ類型の支給額及び登録金対比支給率の比較

(単位: 万ウォン)

区分		基礎	1分位	2分位	3分位	4分位	5分位	6分位	7分位	8分位
2014年度国家奨学金		450	450	450	337.5	247.5	157.5	112.5	67.5	67.5
支給率	私立大学	61%	61%	61%	46%	34%	21%	15%	9%	9%
	国立大学	108%	108%	108%	81%	59%	38%	27%	16%	16%
2015年度国家奨学金		480	480	480	360	264	168	120	67.5	67.5
支給率	私立大学	65%	65%	65%	49%	36%	23%	16%	9%	9%
	国立大学	115%	115%	115%	86%	63%	40%	29%	16%	16%

注1)私立大学の支給率=分位別国家奨学金/私立一般大学の平均登録金:2014年734万ウォン、2015年734万ウォン

注2)国立大学の支給率=分位別国家奨学金/国立一般大学の平均登録金:2014年418万ウォン、2015年418万ウォン

- もちろん、政府は国家奨学金Ⅰ類型とともに、大学の自助努力によって支給するⅡ類型も含めると奨学金がさらに増加すると説明し、実際にⅠ類型やⅡ類型を合算した結果、奨学金が増加したことが表示された。しかし、国家奨学金Ⅰ類型とⅡ類型を合計した奨学金の金額を見ても、系列別の平均登録金と比較したら格段の差があり、生徒や父兄たちは政府の半額登録金完成に対する説明が簡単に体感しにくい状況である。
- 系列別の平均登録金に対する所得分位別国家奨学金の比重を見ると、一般の国立大学は人文社会系列及び自然科学系列だけが5分位までに半分以上支援されていたことが確認されており、工学系列と芸術体育系列は4分位、医学系列は3分位までだけが半分以上軽減されてある。

- しかし、登録金が高い私立大学は、人文社会系列は3分位、自然科学系列や工学系列、芸術体育系列は2分位までが半分軽減され、医学系列は基礎生活受給者さえ登録金の半分にも及ばない44.6%の軽減をされたと現れている。韓国大学生の80%以上が私立大学に通っている状況に照らして、朴槿恵(パク・クネ)政府の国家奨学金は基礎~2分位を除いては私立大学に通う大多数の学生たちには大きな助けになっていない。

<表3>2014年 大学系列別の平均登録金対所得分位別国家奨学金の割合

(単位:百万ウォン、%)

区分	基礎	1分位	2分位	3分位	4分位	5分位	6分位	7分位	8分位	平均登録金	
所得分位別 平均登録金	4.49	4.57	4.58	3.73	2.96	2.19	1.74	1.29	1.26		
国立	人文社会	127.4	129.7	130.0	105.8	84.0	62.1	49.4	36.6	35.8	3.5
	自然科学	104.6	106.5	106.7	86.9	69.0	51.0	40.5	30.1	29.4	4.3
	工学	99.5	101.3	101.5	82.7	65.6	48.5	38.6	28.6	27.9	4.5
	芸術体育	97.4	99.1	99.3	80.9	64.2	47.5	37.7	28.0	27.3	4.6
	医学	67.3	68.5	68.7	55.9	44.4	32.8	26.1	19.3	18.9	6.7
私立	人文社会	70.1	71.3	71.5	58.2	46.2	34.2	27.2	20.1	19.7	6.4
	自然科学	58.2	59.3	59.4	48.4	38.4	28.4	22.6	16.7	16.3	7.7
	工学	54.2	55.2	55.3	45.0	35.7	26.4	21.0	15.6	15.2	8.3
	芸術体育	54.3	55.2	55.4	45.1	35.8	26.5	21.0	15.6	15.2	8.3
	医学	44.6	45.4	45.5	37.1	29.4	21.8	17.3	12.8	12.5	10.1

注1)国家奨学金Ⅰ類型とⅡ類型の合算

注2)一人当たり国家奨学金の平均支給額の基準

注3)割合:国家奨学金の支給額/平均登録金

注4)2014年多子女(三番目の子以上)国家奨学金(96,728百万ウォン)、地方人材奨学金(75,877百万ウォン)を含む

- 反面、登録金全額を支援された学生たちは、国立大学の場合、人文社会系列の3分位、自然科学系及び工学系列の2分位までであり、私立大学は登録金全額を支援された場合はない。

(<表3>参照)

- 国家奨学金を支給される学生らは、朴槿恵政府が主張している'半額登録金'を体感しにくい状況である。しかし、それよりさらに深刻な問題は、全体大学生のうち、国家奨学金の恩恵を受ける学生が半分にも至らないという点である。
- 国家奨学金の受給者の現状を見ると、2013年1学期には全体233万人の大学生のうち、国家

奨学金の恩恵を受けた学生は98万人あまりであって42.0%に過ぎず、2学期には38.1%でもっと低くなってある。このような流れは2014年にも続き、1学期には全体在学生の233万人あまりのうち、国家奨学金の恩恵を受けた学生は99万人あまりで42.7%に過ぎず、2学期にも41.7%に過ぎなかった。

<表4> 2013～2014年の国家奨学金申請者及び恩恵者の現況

(単位:人、%)

区分		2013年		2014年	
		1学期	2学期	1学期	2学期
在 student 数(A)		2,328,066		2,325,369	
申請者	人員(B)	1,529,124	1,373,285	1,450,082	1,401,790
	割合(B/A)	65.7	59.0	62.4	60.3
所得分位 照合者	人員(C)	1,490,950	1,357,283	1,421,959	1,380,811
	人員(D) (8分位以下)	1,155,096	1,087,920	1,149,814	1,133,797
	割合(C/B)	97.5	98.8	98.1	98.5
成績 通過者	人員(E) (8分位以下)	1,013,021	919,897	1,024,104	991,002
	割合(E/D)	87.7	84.6	89.1	87.4
選抜結果	I 類型	976,100	883,839	961,496	938,010
	多子女	-	-	24,831	19,877
	II 類型	632,168	589,053	577,373	538,492
	計(重複を除く)(F)	977,293	887,741	991,875	970,578
恩恵者の 割合	割合(F/E)	96.5	96.5	96.9	97.9
	割合(F/A)	42.0	38.1	42.7	41.7

注1) 国家奨学金の I 類型及び II 類型の合計数値

注2) 選抜結果、総員(重複人員を除く)は、2013年1,172,523人、2014年1,222,160人

- 特に、この期間の間、所得8分位以下の学生のうち、国家奨学金を申請したが、成績の条項に引っ掛かって選ばれなかった学生が2013年1学期に142,075人、2013年2学期に168,023人、2014年1学期に125,710人、2014年2学期には142,795人などで、一学期当たり15万人前後である。(<表4>参照)
- 国家奨学金の成績基準は2014年2学期から B₀ (80点)を基準として、1分位まで"C単位警告制"を導入し、1回に限りC単位を取得しても国家奨学金を受給(1回に限って警告後、国家奨学金を支援するが、以降、再び80点未満になると未支援)されることができ、また2015

年にはその対象を2分位までに拡大した。

- しかし、経済的の困難にもかかわらず、成績基準のため、一学期当たり15万人ほどが国家奨学金を受ける機会すら与えられないのは問題であり、再検討が要求される。
- 国家奨学金のⅠ、Ⅱ類型の支給現況を分析した結果、基礎～2分位が全体受給者の44.7～48.8%を占め、国家奨学金の半分程度が彼らに支給されていることが分かる。支援金額も基礎～2分位が全体支援金額の62.0%～68.0%を占めている状況である。

<表5> 所得分位別の国家奨学金Ⅰ類型及びⅡ類型の支給現況(2013～2014年)

(単位:人、百万ウォン、%)

区分	2013年 1学期		2013年 2学期		2014年 1学期		2014年 2学期	
	受給人員	割合	受給人員	割合	受給人員	割合	受給人員	割合
合計	977,092	100.0	887,542	100.0	987,225	100.0	960,087	100.0
基礎	51,370	5.3	42,455	4.8	48,176	4.9	48,326	5.0
1分位	190,516	19.5	194,319	21.9	208,283	21.1	236,530	24.6
2分位	195,054	20.0	168,775	19.0	189,629	19.2	183,982	19.2
3分位	138,644	14.2	116,610	13.1	125,108	12.7	117,054	12.2
4分位	87,052	8.9	82,943	9.3	92,234	9.3	82,492	8.6
5分位	77,274	7.9	69,603	7.8	79,178	8.0	71,949	7.5
6分位	78,677	8.1	68,833	7.8	74,460	7.5	71,082	7.4
7分位	74,275	7.6	69,844	7.9	80,626	8.2	67,884	7.1
8分位	84,230	8.6	74,160	8.4	89,531	9.1	80,788	8.4

区分	2013年 1学期		2013年 2学期		2014年 1学期		2014年 2学期	
	支援金額	割合	支援金額	割合	支援金額	割合	支援金額	割合
合計	1,244,479	100.0	1,369,298	100.0	1,621,439	100.0	1,670,068	100.0
基礎	116,398	9.4	95,372	7.0	108,635	6.7	108,068	6.5
1分位	433,078	34.8	454,660	33.2	476,662	29.4	539,553	32.3
2分位	296,915	23.9	298,569	21.8	432,832	26.7	422,480	25.3
3分位	150,546	12.1	166,083	12.1	229,894	14.2	221,837	13.3
4分位	73,512	5.9	100,071	7.3	133,109	8.2	125,339	7.5
5分位	55,338	4.4	74,380	5.4	82,195	5.1	82,639	4.9
6分位	46,254	3.7	64,738	4.7	59,848	3.7	66,364	4.0
7分位	34,542	2.8	56,605	4.1	47,026	2.9	47,864	2.9
8分位	37,896	3.0	58,821	4.3	51,238	3.2	55,925	3.3

注)2014年多子女(三番目の子以上)国家奨学金(96,728百万ウォン)、地方人材奨学金(75,877百万ウォン)を含む

- 反面、仮処分所得に対する登録金の比重が20%を超えていた3分位(28.2%)～5分位(20.1%)の学生たちは全体の国家奨学金支給者の28.3%～31.0%を占めていて、これらに支給された国家奨学金の比率は22.5%～27.5%に過ぎない。(＜表5＞参照)
- 一方、政府は国家奨学金を設計しながら、国家の努力だけでは限界があることが分かり、大学の自主的努力、すなわち、大学の奨学金支給の努力との連携で追加の奨学金を支給する、それで半額登録金を完成させるということにして、国家奨学金Ⅱ類型を編成した。結果的に朴槿恵政府の'半額登録金'の目標達成は、大学の校内奨学金が裏づけされることで実現可能になる。
- 2014年現在、全国大学が支給した校内奨学金は成績優秀奨学金及びその他の奨学金がそれぞれ7,443億ウォン、7,432億ウォン(31.9%)であり、低所得層奨学金が6,664億ウォン(28.6%)、勤労奨学金が1,492億ウォン(6.4%)、教職員奨学金が280億ウォン(1.2%)である。
- 2014年の低所得層奨学金は校内奨学金の全体金額の28.6%に過ぎなかった。これは「大学登録金に関する規則」が、私立大学は全体学生の登録金の10%以上(国公立は、30%超過不可)を減免するものの、このうち、'経済的事情が困難な学生に30%以上'支給するようにした趣旨に照らしてみると、不十分であるといえる。
- 特に2011年以降、低所得層奨学金が大幅に増額されたが、成績奨学金は165億ウォン減少するのに止まってしまい、その他の奨学金を1,451億ウォンも増額させたのは、政府の国家奨学金の趣旨には合わないと言える。成績奨学金は主に成績優秀者に支給され、その他の奨学金は国家試験合格、優秀選手、ボランティアなど、大学が追求する目標を達成した学生及び外国人学生たちに支給されており、家計困難とは相対的に距離を置いてある。
- これは結果的に大学が、所得分位による低所得層奨学金をさらに増やすことが可能であるにもかかわらず、政府の要求に応じて一定水準までだけ増額させて、大学独自の基準により支給する奨学金の水準は引き続き維持したり、増額させたりしたと見える。
- 大学のこのような行動は、政府が'大学独自の奨学金拡充'を誘導するための国家奨学金Ⅱ類型の予算を2012年1兆ウォンから2013年7千億ウォン、2014～2015年には4千億ウォン(1千億ウォンは地方人材奨学金として別途編成)に年々減少させたことも影響を及ぼしたと解釈される。
- 朴槿恵政府の国家奨学金政策を総評すると、全体在学生の半分にも及ばない学生たちだけが支援を受けている。この中で国立大学は2015年に一人当たりの最大支給額であった480万ウォンを3分位までの全系列の学生たちに支援していて、彼らは実際に登録金の半額に当たる奨学金を支給されてあった。私立大学は、医学系を除いた2分位までの学生たちだけが実際の登録金の半額に当たる奨学金を受けていることが表示された。また、全体の奨学金のほとんども彼らに支給され、多数の学生たちが国家奨学金の支援から疎外されている

る。

- 大学が支給する校内奨学金も、所得分位によって支給される低所得層奨学金より一定の成果を出せば受けられる成績奨学金及びその他の奨学金の比重が大きい。これによって学費や生活費の負担から自由ではなく、アルバイトなどで学業に専念しにくい状況の多くの中間階層の学生たちは、校内奨学金からも疎外されやすい。
- 朴槿恵政府の国家奨学金政策の基調が所得階層による差等支援であり、"低所得層がより多くの登録金の負担減免を受けることができる下厚上薄型の支援"をするという立場であることを考慮すれば、今のような結果はすでに予測されたことであった。しかし、大多数の学生や父兄たちが実際にそれを体感することができず、まだ登録金問題で大きな苦痛を経験しているにもかかわらず、政府が'半額登録金を完成'したと言うのは不適切である。

2. 国家奨学金政策の問題点

1) 恩恵的な性格による公共性の制約

- 韓国の大学登録金の問題は解放以後、政府が高等教育に対する責任を放棄することで発生したものである。政府は予算不足の理由で、高等教育を全面的に民間に委任しており、私立大学の設立者たちは、'受益者負担の論理'をもとにして、大学運営の大半を学生登録金に依存してきた。これによって、韓国も日本と同じく私立大学への依存率が高く、学生の登録料も世界最高水準に留まっている。
- したがって、登録金問題の解決は、単に高額の登録金負担を減らすという恩恵的レベルではなく、解放以来から今まで持続されてきた高等教育に対する政府の責任放棄を改善する方式でアクセスされなければならない。政府が登録金問題の解決に積極的に乗り出す場合、高等教育に対する政府の責任強化はもとより、奇形な高等教育体制を改善するのにも大きな役割を果たすことができる。
- しかし、登録金の問題を解決すると言った李明博(イ・ミョンバク)政府と朴槿恵政府は'学生個人に、所得分位別に国家奨学金を支給'する方式でアプローチしている。また、政府が負担できない国家奨学金の不足分は、大学が個別に負担するように定めている。
- 国家奨学金制度の導入以降、学生たちの登録金の負担が一定部分減っているのは事実であるが、この方式は、政府が高等教育に対する責任を強化するというのではなく、大学教育費の責任は、受益者にあるという収益者負担の原則を維持しながら、生徒たちが担う登録金の負担を軽減させてあげるという恩恵的な目線でアプローチしているものである。
- 現行の国家奨学金制度が、大学が従来と同じく高額の登録金を策定して、国家がその一定額を支援する形で施行されており、国家奨学金の予算も目的が定められた交付金の性格ではなく、教育部の一般予算から編成されているのもこのためである。

- しかし、今のような方式の国家奨学金制度は、政権変動や国家予算により持続性が保障されず、大きな変化や浮沈を経験しながら漂流する可能性もある。同時に国家奨学金の予算配分のため、他分野の高等教育に関する予算の増額が制約され、大学競争力の向上に障害として作用する状況になっている。
- 恩恵的な見方に基づいた現制度はまた、政府が国家奨学金として3兆6千億ウォン(2015年)という莫大な予算を投入しながらも、世界最高水準の登録金を下げることができず、さらに高等教育体制や運営システムなどの変化を全く牽引できない限界を示している。
- 韓国の高等教育体制は、私立大学の依存度が世界最高水準であり、とても閉鎖的かつ非民主的に運営され、不正が絶えていない。政府が数兆ウォンの国民税金を投入したなら、少なくとも私立大学の公共性と透明性を高めることができなければならない。しかし、国家奨学金が大学に直接投入されず、学生個人に支給され、政府が私立大学改革を要求できる直接的な根拠がない状況である。
- このような方式では制度の持続性を保障できないだけでなく、国家予算を投入しても大学登録金問題は根本的に解決できないのである。
- さらに、教育部は「2015年国家奨学金の支援策」を通じて"11年の登録金総額(14兆ウォン)に対する登録金の負担を平均50%軽減(政府<3.9兆ウォン>+大学<3.1兆ウォン>=7兆ウォン)して'15年"所得連携型半額登録金"を完成する"と示す。
- しかし、今のような国家奨学金の支給方法によると、大学が登録金をただ1%だけ引き上げたとしても、その金額はおよそ1,400億ウォンもなる。この金額を2015年、政府と大学の負担割合(55.7:44.3)に換算すれば、政府が追加負担しなければならない金額は798億ウォンになる。
- これからも、今のような国家奨学金の方式が維持されており、大学が登録金の追加引き上げに乗り出す場合、政府は大きな規模の予算をさらにつぎ込まなければならない状況に至る。

2) 登録金引き上げの可能性は継続

- 政府は、各大学が自助努力で登録金を引き下げたり、奨学金を拡大したりすれば、国家奨学金Ⅱ類型の予算を追加支援する方式を取って登録金の負担軽減の責任を大学に押しつけてあった。これにより、2012年の登録金を5%以上引き下げた大学が204カ所、3%以上～5%未満の引き下げた大学が60カ所、3%未満を引き下げた大学が73カ所に達している。
- 特に大学は、李明博政府の時代から政府が登録金の凍結を要請したり、'不可避な場合、3%未満で引き上げる'ことを勧告し、朴槿恵政府に入っても同じ基調が続くため、過去のように登録金を高率で引き上げることができなくなり、多様な形で不満を表出している。

- 西江（ソガン）大学・梨花（イファ）女子大学・中央（チュンアン）大学などの大学総長19人は2015年3月、ソウル総長フォーラムの創立総会を開き、報道資料を通じて"学齢人口の減少、半額登録金による財政的圧迫があるため、大学が危機に置かれた"と言って事実上「半額登録金の廃止」などを公開的に要求した。中央大学の総長はさらに、提案を通じて「登録料の策定など財政運営の自律権付与」を超えて「寄与入学制の容認、入学定員制限の廃止、大学の積立金の目的制限の廃止、収益事業の可能業種の拡大及び人材/空間活用の許容」なども要求していた。
- 韓国大学教育協議会(大教協)も一般4年制大学のうち202校を対象に「大学規制改革に関する意見調査」を実施し、その結果を発表した。調査の結果、47%が国家奨学金制度と直接に関連のある▲登録料上限制の規制緩和や登録金審議委員会の予算、決算議決の条項を削除(33%)、▲学費減免制度の規制改善及び国家奨学金Ⅱ類型の参加規制改善(14%)などを要求した。また、一部の大学総長は"大学がグローバル競争に乗り出すためには登録金の規制などから自由になる必要がある"と主張した。
- 大学の現場では学生に支給する校内奨学金の増加幅がこれ以上増加していない。2012年から政府が大学の奨学金拡充や登録金引き下げに連携して国家奨学金Ⅱ類型を支給することで奨学金の拡充を誘導しているが、大学は登録金の引き上げが難しくなって以来、財政難を理由にして校内奨学金を以前ほど拡大していない。
- 大学のこのような行動は、独自の財源確保努力無しに大学運営の大半を学生の登録金に依存しながら、毎年登録金を高額の引き上げしてきた点に照らしてみると、批判されるべきである。しかし、これとは別に、政府が国家奨学金事業を施行しながら、予算全額を負担せずに大学の参加を事実上強制的に要求し、口実を提供した側面もある。
- 今のような状況が続くなら、私立大学の反発はさらに大きくなり、政府の登録金引き上げ抑制政策も影響を受けるのである。もちろん、現行「高等教育法」は、大学の"登録金の引き上げ率が直前3年間の平均消費者物価上昇率の1.5倍を超過してはならない"と規定することで、過度な登録金の引き上げを法的に制御している。しかし、物価上昇の程度によっては、登録金が引き上げられる余地があり、場合によっては大学らが憲法訴願など集団的に法的対応に乗り出す可能性もあり、論議は続くものとみられる。
- 学資金融資の持続と延滞者の増加

3) 学資ローンの持続と延滞者の増加

- 教育部は大学生の30%だけが国家奨学金の支援を受けていると批判したマスコミの報道に対し"国・公立大学の8分位以下は平均89.4%、私立大学8分位以下は平均62.9%であり、全体的に8分位以下の学生の登録金の負担軽減効果は68.3%である"と反論した。
- ところが、大学生たちの学資融資の現状を見ると、教育部のこのような広報内容とは大分離れている。政府が年間に数兆ウォンの予算を投入し、成果が大きいと広報しているにも関わらず、大学生らの学資の融資は、国家奨学金制度施行の直後を除いて以来急激な変動がない。
- 大学及び専門大学、大学院生の'2011～2014年、学資融資の現状'によると、2011年は72万人(1～2学期の重複者を含む。以下の年度別の学資貸出者数も同一)が2兆7千億ウォンの学資融資を受けた。しかし、国家奨学金制度が導入された2012年には71万人が2兆3千億ウォンの融資を受け、前年に比べてその規模や融資額が目減りした。
- しかし、2013年は、朴槿恵政府が国家奨学金の予算を2012年(1兆7,500億ウォン)より1兆ウォン以上増額した2兆7,750億ウォンを編成したにも関わらず、融資はかえって76万人、2兆5千億ウォンにより再び増加する。ただし、2014年は融資者や融資額がやや減って75万人、2兆4千億ウォンで、少し減少を見せた。
- 在学生数に対する融資者の割合は2011年15.8%～16.2%であって、それから国家奨学金が導入された2012年にも15.2%～16.3%で留まり、具体的な変動がなく、2013～2014年には17%前後まで増加する。学生一人当たりの融資額は2011年1学期に383万ウォンから2012年2学期には303万ウォンまで下がったが、2013年1学期に343万ウォンに増加した後、2014年2学期にまた293万ウォンで、ふたたび低下した。
- 大学生、大学院生の学資金融融資の継続は2015年6月末、現在の累積融資者が150万人に達して、融資金も9兆5,623億ウォンに達しており、一人あたりの平均融資額は640万ウォンに至る。
- 学校級別で区分する場合、大学及び専門大学は2015年6月末の現在、累積融資者が137万人で、融資金は8兆1,947億ウォンであり、一人あたりの平均融資額は600万ウォンである。反面、大学院生は融資者が13万人余りだが、融資金は1兆3,676億ウォンと1あたりの平均貸出額はおよそ1千万ウォンを超えている。
- 大学登録金及び生活費のため、学生らが融資に追い込まれ、延滞者も急増している。我々の

研究所が韓国奨学財団に「学資金融資の現状」の情報公開を請求した結果によると、2014年末現在、「一般償還学資金」と「頼もしい学資金」の融資利息や元金を納期限内に返済できなかった延滞者は4万4,620人に至る。延滞額は'30万ウォン未満'が二万6,259人で最も多かったが、'1百万ウォン以上5百万ウォン未満'の延滞者も4,358人で10%に達してある。

- 融資金の返済を6ヵ月以上延滞して信用不良者になった学生数は2010年に2万6,097人から2013年に4万1,691人まで急増したが、2014年2万231人に減少した。延滞額も2013年2,595億ウォンをピークに2014年1,252億ウォンへと下がった。
- これは2014年10月から政府が学資金融資の長期延滞者を対象に審査を経て、国民幸福基金を利用して債券を売却して、元金の30～50%を減免し、残りの金額に対して最長10年まで分割償還できるように調整した結果であると解釈される。
- 国民幸福基金は2014年9月、韓国奨学財団から5万9千人の学資金融資の延滞債権を受け継いで、2015年8月まで計3万人に一人当たり平均520万ウォンの債務の中で220万ウォンを減免させてあり、5年3ヵ月間、毎月万7千ウォンずつ返済できるよう債務調整を支援している。
- これによって分割返済約定は2010年以後、徐々に増えたが、2013年に1万4,616件をピークにして2014年には9,292件へと下がり、損害金減免の支援も2013年1万6,080件をピークにして2014年には1万172件に下がった。また、信用不良情報の登録猶予も2013年1,419件をピークに2014年には524件に下がった。
- しかし、2014年10月から債務調整が進行中ではあるが、2014年12月末現在、信用不良者数(2万231人)と延滞額(1,252億ウォン)が4年前の2010年と似ており、債務調整を通じて信用不良を免れた学生たちも約定により、元利金を返済しなければならないため、学資金融資の債務問題は相変わらず深刻な実情である。
- 2014年12月末現在信用不良者の39.7%の8,012人が500万ウォン以上を延滞していて、このうち17.6%(3,548人)は1千万ウォン以上を延滞している。人員が少ないものの、4千万ウォンを上回る信用不良者も55人に達している。
- 政府が様々な措置を取ってはいるが、高額に登録金の問題は根本的に解決できず、学生たちが反復的に学資融資を利用してこの問題を解決する場合、長期的には非常に深刻な社会的問題に直面するようになる。

翻訳：梁 洙京（ヤン・スギョン）